

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成20年3月11日認可した。

平成20年3月18日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名
高松市古高松土地改良区	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 久米池水路地区
高松市川添土地改良区	単独県費補助土地改良事業（農道事業）川向地区
高松市東植田土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）苗代谷地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）西台尾地区
〃	単独市費補助土地改良事業（農道事業）久保田農道地区
高松市庵治町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）豆木1号池地区
高松市三谷土地改良区	単独市費補助土地改良事業（かんがい排水事業）石船東地区
高松市下笠居土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）桑崎2号地区